

はじめに

琵琶湖が持つ、文化、社会、経済的な価値は、単に滋賀県のみならず、日本全体から世界にまで及ぶものといえましょう。その貴重な自然資源の保全・再生を目指す「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が平成27年9月に制定されましたが、当研究センターはそのための調査研究を中心的に担っていくべき立場にあります。

これまで当センターでは、琵琶湖環境にかかる継続的なモニタリングを対象とする「評価分析研究」と政策課題の解決を目指す「課題研究」を二つの柱とする試験研究機関として、県の行政課題に対応する研究に努めてきました。しかしながら、昨今は琵琶湖とその流域において新たな事象が次々と出現する一方で、流域の社会経済の状況も急激に変化し、これが人々の豊かさ意識の変化と相まって、大きな社会の変革が求められています。このことは世界中がいま目指そうとしている「SDGs(持続可能社会の目標)」にも示唆されているとおりで琵琶湖流域の保全・再生のあり方にも、大きな変化をもたらされます。

当センターでは、このような状況に対応するため、新たに第五期中期計画(H29～H31)を策定し、総合的な視点に立った試験研究を進めていく予定です。これまでも比して、さらに一層多岐に亘る複雑な課題に対応するためにはさらなる人材が不可欠ですが、幸いにも国の地方創生戦略の一環として、今年度から当センター内に「国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室」が開設されることになりました。国の研究機関として長年蓄積されてきた科学的な基礎知見に、琵琶湖をフィールドとする当センターの実践研究の成果を融合して、これからの困難な課題に対処していきたいと考えています。

平成26年度にスタートした県下8試験研究機関と行政部局との連携による、「琵琶湖環境研究推進機構」と、新たな「国立環境研究所琵琶湖分室」等との連携を強め、今後の困難な対象に挑んでいきたいと思っております。この成果は行政に適宜提示するとともに、広く社会に発信・還元し、普及できるような、情報発信の仕組み作りにも新たに取り組めます。この第五期中期計画の成果を、各方面のご期待に添えるものとなるよう努めてまいりますので、各位のご理解ご支援をお願いいたします。

滋賀県琵琶湖環境科学研究センター

センター長 内藤 正明